

本学における公的研究費の不正使用防止に対する取り組みについて

浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部（以下「本学」という。）の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）による、本学の実施につき公表いたします。

◆本学内における責任体制について

●最高管理責任者（学長）

本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

●統括管理責任者（学部長・短期大学部部長）

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理につき本学全体を統括する。

●部局責任者・コンプライアンス推進責任者（学科長と事務部長（短大部にあつては事務長））

本学の各組織における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。コンプライアンス推進責任者を兼務する

◆公的研究費の事務処理手続きの相談窓口

●総務課

電話 053-450-7000（浜松学院大学）

◆使用ルール等に関する相談窓口

●学術研究倫理委員会（短大部においては教育方法部）及び総務課に設置

電話 053-450-7000（浜松学院大学）

◆不正行為などの、通報(告発)の受付窓口

●本学事務部長及び、本学の設置者である学校法人興誠学園の事務長

電話 053-450-7000（浜松学院大学）

053-473-6110（学校法人興誠学園）